

## ゴウルド対合衆国事件

Gouled v. United States 255 U. S. 302, 65 L. ed 650. (1921)

山中俊夫

はしがき

ゴウルド・ルールと呼ばれる裁判準則が今日までその生命を保っている。それは、このゴウルド対合衆国事件における最高裁判所の見解からもち上つたものである。このルールは、証拠としての価値しかもたない物件は、捜索において、連邦官憲によつては押収されえないものである、および、このような物件が押収された場合においては、それらは証拠から排除されねばならないこと、を内容とするものである。

当該ルールは、捜索令状にもとづき押収された証拠の排除について適用されるだけではなく、逮捕に付随して押収された証拠の排除についても適用されてきた。

ゴウルド・ルールは、合衆国憲法修正第四条ならびに修正第

五条にもとづいている。それゆえに、最近までそれは連邦による捜索のみを制約するものと考えることができた。しかし、今日では、この連邦の規準は、捜索および押収の理由具備性ならびに捜索令状がそれにもとづいて発せられる宣誓書の安全性を決定するにあたって、州裁判所によつても適用されなければならないということが確立されている。同様に、修正第五条による自己負罪強制の禁止は、最近では、州刑事訴追手続を支配するものとなつてゐる。

ゴウルド・ルールは、捜索の適法性を前提としている。この適法性は、連邦上の基準により決定される。当該ルールは、いかななる範囲の物件が押収の対象となりうるか、に関する連邦上の基準を示すものである。

ゴウルド対合衆国事件

律史上著名な裁判官等の略歴を簡単に紹介しておいた。本来ならば、それらを別個に詳細に紹介することも意味のあることであるが、このアメリカ刑事法判例訳選の場を借りて、一応の紹介をしておく。

### 【クラーク裁判官の見解】

ゴウルド、ヴァウガンおよび弁護士は、以下の併合訴因にもとづき起訴された。第一は、合衆国にたいする詐欺の共謀——連邦刑法典第三七条違反——、第二は、合衆国にたいする詐欺の計画を実行するための郵便の利用——連邦刑法典第二一五条違反——である。ヴァウガンは有罪を認め、弁護士は無罪となり、本法廷で問題とされるゴウルドは有罪となつた。ゴウルドは、ただちに巡回区控訴裁判所に誤審を理由として控訴し、同裁判所は、当法廷が判断するにとどなつた六項目にわたる問題点を提示した。

当該問題点中、最初の二項目は、合衆国陸軍情報部の将校の指示に従い、ある者が被告人の事務所から不法に押収した書類の証拠としての許容性に関するものであり、残り四項目は一九一七年六月一五日付の法律にもとづき発せられた二通の捜索令状によって被告人から押収された書類に関するものである。事實審において異議が申し立てられ、当法廷においても次の諸点が主張されている、すなはち、当該書類の領置は、合衆国憲法修正第四条および修正第五条により被告人に与えられている諸権利を侵害して行はれたものであるがゆえに、当該書類が証拠と

して許容されたことは誤りである、というものである。

修正第四条は、「不当な搜索、または逮捕、押収にたいし、その身体、家屋、書類および動産を保障される国民の権利は、これをしてはならない。令状は、宣誓もしくは誓約によつて立証される信用するにたる理由にもとづき、かつ、捜索されるべき場所および逮捕・押収されるべき人あるいは物を特定したものでなければこれを発する」ことはできない」と規定している。

修正第五条は、この点に関して、「何人も、……刑事案件において、自己に不利益な証人となることを強制される」とはない」と規定している。

我々の憲法の制定者ならびに當法廷 (in Boyd v. United States, 116 U. S. 616, 29 L. ed. 746, 6 Sup. Ct. Rep. 524, in Weeks v. United States, 232 U. S. 383, 58 L. ed. 652, L. R. A. 1915 B, 834, 34 Sup. Ct. Rep. 341, Ann. Cas. 1915 C, 1177, and in Silverthorne Lumber Co v. United States, 251 U. S. 385, 64 L. ed. 319, 40 Sup. Ct. Rep. 182) が、憲法上、これら二修正条項により保障やれでいる諸権利を遵守することこそが、政治的自由ならびに我が国の福祉にとって重要なことであると宣言してきて、以上に今さら何物をもつけくわえることもあるまい。前記引用の諸判決の趣旨は、次のようなものである——これら諸権利は、「個人の安全、個人の自由、そして、個人の財産の完全な享有にとって」不可欠なものであるとされている、それゆえ、これら諸権利は、憲法

的自由のまさに基本的要素と見做されなければならない。同時に、これら諸権利の保障は、個々の市民に付与されているその他の基本的諸権利——陪審裁判をうける権利、人身保護令状を求める権利、法の適正な手続をうける権利——の保障とならないで、重要かつ肝要なものである。これら修正条項は、これらによつて保障されている諸権利にたいして、目につかない裁判所の実際的措置、善意ではあるが過度の熱心さ一徹の法執行官憲によりついつい加えられる侵害を防止するために、自由な解釈を与えられなければならないという点は、くかえし強調されてきているところである。

これら諸先例に依拠しつつ、当裁判所は、ここに取り上げられた問題点を審理せねばならない。

最初の二つの問題点を考慮するにあたつて訴訟記録より明らかな重要な事実は、次の点である。一九一八年一月、被告人ゴウルド、ならびに、バウガンは、衣類、器具に関する政府との契約に際して、共謀して合衆国を欺罔したとの嫌疑をうけた。

情報部所属陸軍兵士コーエンという者——被告人ゴウルドと仕事上の知り合いであったが——は、上官の命令に従い、友人として被告人ゴウルドを訪問するかの風を装い、彼の事務所に入れる許可をえ、彼の留守中になんらの令状もなく、いくつかの書類を捜索し押収した。ゴウルドの所有にかかる書類中の一通は「証拠用のみ使用」と書かれて、ついで連邦地方検事に送付されたが、当該書類の押収は、修正第四条、修正第五条を侵害し

てなされたものである、との被告人の異議申立にもかかわらず、検察官は、証拠として提出した。そして、すでにのべたように、被告人は、コーエンが書類を持ち出したなどということを、コーエンが証人台に立ち、事實を詳細に述べるまでは、全く知るところがなかつた。それゆえ、当然のことながら、当該書類が証拠として許容されることにたいする異議申立は、今まで一度もなされておらず、このときになつてはじめてという有様であった。

これらの諸事実から、以上のような方法で押収された書類に關して、最初の二項目の問題点が生ずる。

「強制力を用いず、容疑者の住居あるいは事務所から、その者の所有にかかる文書を証拠として使用する目的で、合衆国政府の一機関を代表する者が押収することは、修正第四条の侵害をなすであろうか。」

事実審裁判所が、当該文書にたいする異議を却下した理由は述べられていないが、訴訟記録ならびに弁論に徴すれば、当該文書は、強制力あるいは不法な強制なしに押収されたものであるという理由か、あるいは異議申立が時機に適つてなされたものではないとの理由のいずれかを理由としたものであると推論せざるを得ない。

しかし、異議申立は、時機に遅れてなされたものとはいえない。というのは、被告人は、政府が当該文書を所持しているのを知つてただちに異議を申し立てたのであり、このような異議

申立は、事實審理に先きだつてなされなければ認容されるものではないという裁判実務上の原則は、明らかに不適当なものである。

修正第四条の禁止するところは、すべての不当な搜索および押収である——そして、政府官憲が、強制に比適する威圧あるいは不法な強迫によつて、人の住居または事務所に侵入し私的文書を搜索、押収することが、不法であり、それゆえに、あきらかに禁止されている搜索、押収にあたるとするならば、同様に、威圧、強迫にかえて、ひそかに立入りの許可を得たような場合にも、その搜索、押収を、適法なものであると主張することはまた不可能であるとせねばならない。

住居、事務所、所有者の所有にかかる書類の安全性とそのプライバシーは、ますます侵害されることとなるであろう。そして、搜索および押収は、多くの事件においてますます個人の意に反して行はれることとなるであろう。それゆえに、それは、ひとしく、個人の憲法上の諸権利の侵害と考えられなければならない。

これらの点を論議するまでもなく、我々は、この結論と矛盾するような判決が根拠のないものであることを疑う余地はないであろう。そして、容疑者の住居あるいは事務所への立入りが、連邦政府の一機関の者によってなされたものであるが、それがひそかになされたものであるのか、知人としてなされたものであるのか、によって、あるいは、商用で訪問した風を装つてな

されたものであるのかどうか、あるいは、立入りの時に所有者が現在していたか否かにかかわらず、容疑者の留守中に継続的かつひそかに行はれた搜索、押収は、修正第四条の禁止するところである。かくして、第一の問題にたいする回答は、これが修正第四条の違反であると言わねばならない。

## 第二の問題点

「起訴された場合、当該文書を当の人間に不利益な証拠として許容することは、修正第五条の侵害にあたるか。」

前記ボイド事件を拠り所として考察するならば、この問題については修正第五条の違反であると言わねばならない。実際問題として、容疑者が、自己に不利益な証拠を提出する義務があるかどうか、あるいは、このような証拠が、彼の住居の不法な搜索、および、彼の私的文書の不法な押収によって獲得されたものであるかどうかにかかわらず、結論は当該犯罪の容疑者に関するかぎり同じである。いずれの場合においても、彼は、証拠の不本意な出所ということであり、修正第五条は、刑事案件においては、容疑者は、自己に不利益な証人となることを強制されることを禁止している。

他の四項目にわたる問題点は、第一点の文書の許容性について申し立てられたと同一の憲法にもとづく異議を排して、事實審裁判所において証拠として許容された他の三通の書類に関するものである。それら文書のうち、一通は、被告人とラヴィンスキーとの間に取り交わされた形式不備の契約書であり、もう

一通は、被告人とスタインハルの署名のある書示契約書であり、残り一通は、弁護士が被告人ゴウルドに宛てた弁護料その他経費の請求書である。

これら書類のうち、第一の書類は、六月一七日付の捜索令状により被告人の事務所で押収されたものであり、他の二通は、一九一八年七月二二日付の捜索令状により押収されたものであり、かつ、これら令状は、いずれも司法省の宣誓書にもとづき連邦コミッショナーによって発せられたものであった。最初の宣誓書には、ゴウルドの事務所内に「一定の物件」すなわち、重罪犯罪実行の手段として用いられたF・ゴウルトとS・ラヴィンスキートとの間の契約書——これが合衆国のある係官にたいする贈賄の手段として用いられた——が存在していると証言されている点は、明らかである。されに、第二の宣誓書は、ゴウルドが、重罪犯罪の実行、すなわち、合衆国にたいする詐欺の共謀に關係があり、かつ、実行の用に供した手紙、文書、書類を、事務所に所持している旨を明示したものであることが明らかである。当該宣誓書ならびに令状は、いずれも訴訟記録中には全文が引用されておらず、両者が充分に記録されていないという点についての異議申立はなかった。

文書の押収の後、ゴウルド、ヴァウガン、そして、弁護士にたいして併合罪として起訴がなされた点はすでに述べたところであるが、事実審理に先き立ち、捜索令状にもとづき押収された文書にかかる還付請求がゴウルドにより提起されたが却下さ

れた。ついで、事実審裁判所にあらためて還付請求がなされたが、全証拠の提出前になされたにもかかわらず、却下された。この請求の却下は上告理由において、下級審の誤りとして指摘されてはいない。

令状にもとづき押収された被告人ならびにスタインハルとの間の契約書は、証拠として提出されず、この押収された契約書原本の存在は、副本の存在を示しているがゆえに、スタインハルから押収された副本が証拠として許容され、その際、副本を証拠として使用することは、修正第四条、修正第五条によつて保護されている被告人の諸権利を侵害するものであるとの異議申立を却下した。Silverthorne Lumber Co. v. United States, 251 U. S. 385, 64 L. ed. 319, 40 Sup. Ct. Rep. 182. 署名のなされていない契約書、ならびに、弁護士の請求書は、憲法上の理由にもとづく異議申立にもかかわらず証拠として認められた。これらの文書の内容については、訴訟記録中に触れられていないが、ただ、それがゴウルドの所持にかかるものであったこと、金銭的価値のないこと、そして、被告人にとって「すくなくとも不利益な」証拠となるものであることを示しているにとどまる。他の四項目にわたる問題点に回答を付することは、とりもなおさず、捜索令状に適用可能な法について考慮を加えることを意味するのであって、このことは、上記論述より明らかである。

修正第四条の語句は、捜索令状は、憲法制定の時点における

と同じ意味内容をもつものであること、そして、相当な理由に

むとすべき發せられ、宣誓あるいはそれにかわる確約により担保され、そして、搜索場所、押収物件、被逮捕者を特段に明記している場合、このような令状の下に執行された搜索、押収は、不当なものではなく、それゆえ、修正条項により禁止されているものでもない、ということを意味している。搜索、押収は、令状なしになされた場合には、不当なものであり、したがって違憲なものであり、同様に有効な搜索令状にもとづいてなされた場合には、修正条項の下で合憲なものである。——修正条項の許容しているものは、合憲な令状であって、同様に、憲法が禁止しているのは、それ以外の違憲な令状である。そして、前者を明確に定義することは、とりもなおさず、後者の範囲を決定することである。すぐれた点は、ボイド事件 116 U. S. 615, 29 L. ed. 746, 6 Sup. Ct. Rep. 524, もよび、ウィークス事件 232 U. S. 383, 58L. ed. 652, L. R. A. 1915 B, 834, 34 Sup. Ct. Rep. 341, Ann. Cas. 1915 C, 1177 の意見の中である。

充分認識されている。これらの事件において、憲法が採用された時点においては、窃取された財物あるいは没収された財物、あるいは、差押、脱税のために隠匿された財産、課税物件、法定帳簿、偽造硬貨、夜盜道具、および、武器、賭博道具および同様の性格を有するその他多くの物件が、住居、事務所において搜索され発見された場合には、適法に請求され、發せられ、執行される搜索令状にもとづき押収されるものであることが指

摘されている。

かくして、搜索令状は、憲法が制定されてこのかた、多くの事件において用いられてきたし、搜索令状の使用は、古いルールの中で、新しい事態に遭遇することとなる時の流れの中で拡大されてきているけれども、逆に、コモン・ローにおいて、および、上述のボイド事件、ウイークス事件の結論として、次の諸点が明らかとなる、すなわち、刑事事件において、ある者にたいする証拠を得るというそれだけの目的で搜索を行う場合、搜索令状は、人の住居、事務所、そして、文書に近づく手段として用いられてはならない。また、搜索令状は次のような場合にのみ用いられる、すなわち、押収されるべき財産あるいはその所有権が、訴追人または、公共の利害を含むために、搜索、押収の権利が優先する場合、または、警察権の正当な行使が被疑者の財産所有を不法とする、その没収を定めてくるような場合である。Boyd Case, 116 U. S. 623, 624, 29 L. ed. 748, 6 Sup. Ct. Rep. 524.

他の財産から区別される文書なるものには、搜索、押収を免れしめる特別な神聖性といったものがあるわけではないのであって、文書は、他の財産の押収について適用される原則の適用範囲内にあり、宣誓書、および令状の中に十分明確に示されているかぎり搜索、押収の対象となる。窃取されたとか、偽造されたとかいった文書は、当然、このようにして押収されてきている（Langdon v. People, 133 Ill. 382, 24 N. E. 874）。

販売の意図をもつてそれを所持することを法律によつて禁止されている富クジについても同様である。かくして、契約書が、政府にたいする詐欺を実行する手段、あるいは、その媒介として用いられることになる結果、我々は、将来にわたつて詐欺行為を阻止する目的の下に、正式に発せられた搜索令状にもとづき、それら契約書を搜索・押収するのであり、これを正当化するものは、搜索、押収によつて国民に与えられる利益である。以上の点についてはなんら疑う余地はない。これら法の原則を中心におくことによつて、我々は、残つた諸問題に立ち入ることとなる。

### 第三の問題点。

「なんら金銭的価値もなく、ただ現在、連邦刑法典第三七条、ならびに、第二十五条違反の嫌疑をうけ、ひきつづいて起訴された者に不利益な証拠としての価値を有するにすぎない文書が、一九一七年六月二十五日の法律に則り発せられた搜索令状の下で、容疑者の住居、事務所から押収された場合、それは、修正第四条を侵害して押収されたものとなるか。」

当該文書が金銭的価値を有するものではないということは、この際重要ではない。多くの文書は、他人には何の金銭的価値ももたないものであつても、その所有者にとっては非常に価値のあるものであり、重要な財産をなすものであ（Boyd Case, 116 U. S. 627, 628, 29 L. ed. 749, 760, 6 Sup. Ct. Rep. 524.），そして、前に示されたこれら文書は、被告人に不利益な「証

拠としての価値」を有するものであるがゆえに、それが、争点にとり重要なものであると考える。

上記の文書にだけ問題をかぎるとして、まず第一に、訴外ラヴィンスキーリーとの署名のない契約書をとりあげる。当該文書の内容がのべられていない以上は、政府が、それを証拠として使用することにより国民に犯罪による害を及ぼすことを防止するのだといつたところで当該文書を押収する権利——法の原理の下で——をもつことに政府がどの程度の利益を有するかを判断することは不可能である。政府は、被告人に不利益な証拠としてのみ当該文書を用いんとして、それを没収せんとしたが、このような目的のために文書を搜索し押収することは不法であった。

同様に、国民は、弁護士からの請求書が証拠として用いられる範囲でのみ当該文書に利害関係をもつ、そして、この文書の押収もこれまた違法である。

スタインハルとの間の契約書に関しては、これまで起訴状には示されていない。

すでに述べたように、契約書が、公務員買収および政府にたいする詐欺の実行においていかに重要な媒介であり手段であつたかを想像することができる、その結果として、重ねて詐欺行為が犯されることを阻止するべくこのような契約文書を押収することは正当なものである、しかし、契約書が以上のような性格のものであることを当然に示すなんらの事実も訴訟記録中に

は示されていない。逆に、この第三の問題点は、この文書が全く金銭的価値をもたず、証拠として用いられるにすぎないことをのべているし、第六の問題点においては、契約文書が証拠としてのみ用いられるにすぎない旨のべている。その結果、訴訟記録にてらしても、政府が、その文書に、被告人に不利益な証拠としてのみそれを用いるということ以外にいかなる利益をもつてているのかを明らかにすることは不可能である——それゆえ、三通の文書については、問題にたいする回答は修正第四条に違反するものと言わねばならない。

#### 第四の問題点。

「当該文書が、押収をうけた住居、事務所の所有者その者の不利益な証拠として許容され、令状のための宣誓書において告発された犯罪について、事実審理に付されているその人間に不利益な証拠として許容されるならば、このような証拠の許容は、修正第四条、修正第五条を侵害することにならないか。」

同一の書類が問題となるかぎり、この問題点にたいする回答は肯定となる。なんとなれば、それら文書は反憲法的搜索により押収されたものであり、それらを証拠として許容することは、ボイド事件において判断された如く、事実上、被告人を自己に不利益な証人たらしめるべく強制することにほかならないからである。

#### 第五の問題。

一九一七年六月一五日付の法律にもとづく搜索令状をうる

ための宣誓書において、ある者がある犯罪で起訴され、その者の財産が捜索されることになり、右法律にもとづき発せられた令状にもとづき押収された場合、このようにして押収された物件は、全く別個の犯罪についての事実審理においても、右の者に不利益な証拠として採用されうるであろうか。」

もし、犯罪がすでに行われてしまっている場合、および、相当な理由が立証され。法律要件を具備し、権限を有する官憲が発布したものであることが立証された場合にも、この正式令状にもとづく搜索、押収を正当化するためには、刑事訴追が、あら者にたいし係属中であることが必要であるとされたことはない。我々は、適法にえられた有効な搜索令状により押収された物件が、一人の容疑者の訴追において彼によって犯されたものであるとして宣誓書に明記されている犯罪以外の犯罪について個的証拠として用いられえないのであろうか、という点に関する理由を知らない。当該問題は、押収物件が、法を充足した搜索令状にもとづきえられたものであることを前提としている、そして、もし、ここで問題となっている文書が、このようにして——適法に——押収されたという性格を有するならば、その文書は、有効な証拠をなすかぎり、被告人にたいしてすべての犯罪を立証するべく利用することができるであろう。

#### 第六の問題点。

「証拠価値を有するにすぎない文書が、搜索令状により押収され、それらが押収された住居、事務所の所有者が起訴された

場合、——たとえ、当事者が、事実審理前に、上記文書の還付請求をなし、請求が却下されたとしても——文書が被告人に不利益な証拠として提出されたならば、事実審裁判所は、この文書の出所、押収方法について調査すべき法的義務があるであるであろうか。」

この文書は、「証拠としてのみ使用されるものであり、かつ、不法に押収されたものであり、しかも、事実審に先き立つ還付請求にたいしては、還付の要なしと判断されているので、この問題は、實際上、当該文書の事実審では採用にたいする異議申立がなされたときに、事実審裁判所は、当該文書を入手するにいたつた反憲法的原由を再度調査する義務があるかどうか、ということになる。事実審裁判所がひろく採用している原則、すなわち、刑事裁判において、裁判所は、提出された証拠が、いかなる方法によつてえられたものであるのか、について判断するためには審理を中断することはないという原則にもとづき審理を行なつたことは明らかである。これは、非常に実際的に重要な原則ではあるけれども、しかし、結局は、訴訟手続の一原則にすぎない。それゆえに、これは、特殊な事情を度外視して、あらゆる事件について適用されるべき厳格な原則と考えるべきではない。むしろ、我々は、当該原則はそれぞれの事件の情況の下で、司法の目的を確保するべく適用されるべきものである。そして、事実審理の過程において、文書の反憲法的押収の事実が明らかになつてきた場合には、当該文書の許容性にた

いする異議申立、証拠排除請求を取り上げるのは事実審裁判所上の権利の否定を許容すべきものではない。

我々が考慮を加えてきたこの事件において、訴訟記録は、捜索令状にもとづき押収された文書の還付請求が公判前になされ、却下されたことを示している。そして、我々がすでに見たように他の判事による審理において、右のことは確定したものとして取り扱われた——審理過程において、文書が反憲法的に押収されたものであることが判明したにもかかわらず——。憲法上の理由にもとづく異議が、このような事情の下だからこそ再度申し立てられたのであるから、裁判所としては、被告人に不利益な証拠として文書が提出されたとき、当該文書を入手するにいたつた出所に関して調査するべきであった。

以上全ての問題にたいする回答は肯定である。

#### [解説]

ゴウルド＝ルールの源泉をたどるならば、おそらくエンティック対カリントン事件 (Entick v. Carrington, 19 Howell St. Tr. 1029, 1765) がそれであろう。ヨンティック事件においては捜索令状が治安妨害（扇動）的性格を有する文書を押収する目的で発せられ、裁判所は、キャムデン卿 (一七一四一九四イギリスの裁判官、この

事件に関与したのは、民事訴訟裁判所裁判官のときであった。貴族院においてアメリカ植民地にたいする政府の政策を批判し植民者への論税に反対した。そのため大法官の地位を失ったが、ロッキンガムとウリアム・ピット内閣において、一七八一年から死去するまで、枢密院議長を務めた。彼の永い生涯をかけた文書誹謗の研究は、一七九二年、自由主義的な文書誹謗罪法となつて実現した。)の意見をもとづき、被告人の私的文書は、彼の個人財産であり、それゆえ、押収から免除されるものである、と判旨した。

エントィック事件は、不当な搜索押収を取り扱う場合に決して忘ることのできないイギリスの重要な判例である。ブラッドレー裁判官(その固有の権能のあることを認めた最初の裁判官、「適正手続条例」の観念の成立に大いに影響を与えた。)は、エントィック事件を評して「イギリス憲法の永遠の記念碑」とのべている。さきのウィルクス事件において有名な主席裁判官プラット——後のキャムデン卿——は、一般令状の不法性を指摘し、この令状が、エントィックに不利益な証拠を捜索する目的で発せられ、用いられたものである、別な証人たらしめるべく強制することにあつた、と判旨した。

キャムデン卿の見解および論法は、アメリカにおいてボイド対合衆国事件(Boyd v. United States, 116 U. S. 616, 1885.)にうけつがれた。この判例は、搜索、逮捕、押収に関するアメリカの司法的解釈の基石と考えられているものである。ボイド事件において、最高裁判所は、修正第四条・修正第五条は、被告人が財産的価値を認めている私的文書の押収、提出強制を禁止するものである、と判旨した。

侵害の要因をなすものは、ドアを打ち破ることでもなく、抽出をひつかさまわすことでもなく、個人の安全、個人の自由、個人の財産に関する不可侵の権利の侵害なのである……住居への強制立入り、金庫、抽出を開けることは、事態を一層悪化するものである。ある犯罪について一人の人間を有罪にするべく、あるいは彼の財産を没収すべく、証拠として用いられる彼自身の証言あるいは私的文書の不当な証言強制、提出強制のすべては、非難されるべきものである。この点に関しては、修正第四条、修正第五条が、相互に触れているところである(Id. at 630)。

エントィック事件、ボイド事件の意義は、私的文書が押収の対象とされないのは、その私的文書に内在する被告人の財産権にもとづく、という命題を展開、発展させたことにある。

ゴウルド＝ルールの意義は、エントィック事件、ボイド事件において展開されたこの免除を、被告人が財産的利益をもつ他の物件にまで拡大したことにある。ジョーンズ対合衆国事件(Jones v. United States, 362 U. S. 257, 1960)は、不法に押収された証拠にたいする異議申立権者の範囲を拡げた、――就中、禁制品関係の事件において、その所持それ自体が犯罪となる場合に――そして、財産について有する一定の利益の存在が、証拠禁止のためには必要であるという要件をつけ加えた。

連邦刑事訴訟規則第四一条(b)は、搜索令状発付の原由を

次のように規定している。

「**捜索令状は、左にかかげる物件を捜索及び押収するため、**  
**本条によりこれを発することができる。**

(1)連邦法に違反して盜取または領得された物件。(2)犯罪行為の用に供しようと計画または意図された物件、または、現に犯罪行為の用に供され、または、かつて犯罪行為の用に供された物件。(3)一九一七年六月一五日の法律（一九四〇年三月二八日の法律により改正）違反して所持または管理されている物件、または同法の違反行為の用に供しようと計画されまたは意図された物件、または現に同法の違反行為の用に供され、またはかつて同法の違反行為の用に供された物件。」

連邦刑事訴訟規則は、財産的利益が存在せずそれゆえに捜索・押収されるうる物件と、被告人既得の財産権が存在し、捜索・押収のいずれもなされえない物件との区別を認めていた。これら連邦訴訟規則は、捜索令状は、犯罪の果実、犯罪実行の手段、武器、禁制品の捜索・押収の目的のために発せられうる、とする。それゆえ、当該規則は、上記物件にのみ限られる。この意味からするならば、捜索の許容される物件は、所有者がそれらについての財産上の権利をもたないか、あるいは当該財産上の権利が剥奪された物件の範疇にかぎられることになる。窃盗犯罪人は、窃取物件に財産上の権利をもたないし（*Davis v. United States*, 328 U. S. 582, 1946）、犯罪実行の手段および犯罪の

用に供された武器は、*deodands*（贖罪物）であり、それらは、禁制品の場合と同様、直接的没収の対象となる。

犯罪の果実、道具を押収するべく認められる権限は、非常に古い歴史的淵源をもつ。……罪人逮捕布告(hue and cry)にもとづく窃盗犯罪人の追求は、民事的救済方法であるばかりでなく、刑事的救済方法でもあった。そして、逮捕者は盗品を取り戻し、初期の時代には、逮捕者自ら裁判・処刑を行った。殺人の用に供した道具その他の物は、贖罪物であり没収された。夜盗犯の道具や偽造者の原板は、通常の意味からは財産ではなかつたし、第二五条の施行以来、酒類も同様であつた。未開時代には、未開時代なりの救済方法があつた、しかし、このような物件を押収する権限は、それを認める合理的な根拠が失われて以来減少している、そして、方法は変化してきているが、実体はそのままである。

真意のほどは決せられなかつたけれども、最高裁判所の表現は、それは、逮捕に附隨して押収されうるものにかぎられる、という我々の信念と一致する。（*United States v. Kirschblatt*, 16 F. 2d 202, 203, 2d Cir. 1926）。

同様に、法定帳簿、ならびに公文書は、——それらは、私的物件たる性格をもたないから——コウルドールールの排除法則とは関係がないとされてきている。検閲、捜索、押収から私的文章書を保護する当該ルールの源泉は、財産的利益の神聖性を尊重

するコモン＝ローに求められるが、じく最近において、最高裁判所は、プライヴァシーに関する連邦法上の権利は、財産的利益の保護を基本としている旨を明らかにしている (*Lopez v. United States*, 373 U. S. 427, 454-57, 1963)。

反対意見の中で、裁判官ブレナン(判所陪席裁判官、ニュージャージー出身、ペンシルバニア、ペーパード各大学卒業、第二次世界大戦後、ニュージャージー州において上位裁判所判事、上訴部判事、州最高裁判所裁判官、アイゼンハワー元大統領が、シャーマン・ミントンの後継者として、彼を最高裁判官に任命した。)は、修正第四条について次のように述べている。

しかも、(修正第四条の)最初の条項は、より広いひろがりをもつた原理を内容としている。それは、エンティック判決に鑑みて、政府は、自由に国民から証拠を引出す権利を持つてはならない、というものである。かくして、修正第四条は、修正第五条を補足するものである。両修正条項の有益な原理は、政府による侵害に直面せる個人的自由の包括的権利そのものである。……

ボイド判決の意義は、いまだかつて弾劾されたことはない。修正第四条、修正第五条が、プライヴァシーならびに個人的自由に関する包括的権利を創り出すべく相互に作用しあつて、その基本原理は、くりかえし、当裁判所の判決の中で承認されてきている。修正第四条は、自由な精神をもつて解釈されるべきであり……犯罪の果実あるいはその用に供された手段と異なる單なる証拠の搜索、押収は、いかなる場合においても許容されない、ということ、および、修正第四条は、捜索あるいは押収が、強制、奸計、無効な召喚状とともにあって行われた場合に侵害されたものとなるという最高裁判所の見解は、修正条項の目的が、政府の侵害から広い意味での個人の自由を保護することにあることを確定したものである。

ゴウルド・ルールの理論的根拠は、修正第四条・修正第五条の命令の相互作用の中では不明確であるので、連邦裁判所での当該ルールの適用は、各州の裁判所が当該ルールをそれに基礎づけられると信じていて、修正条項による彩色を仮定している。当該ルールは、最初から常識に反するように思われる。相当な理由をもって犯罪の証拠を押収する検査官憲の権利を否定することは不合理であると考えられるのであって、その哲学的思考方向を刑事訴追に好意的に示している当該ルールの確立者にとっては、特にそう思われるであろう。その予測は、通常、弁護人のそれである樹立者にとってさえも、ゴウルド・ルールは憲法上の制約の保障されていない拡張であり、効果的な法執行にたいする重大な脅威であると思われる。ゴウルド・ルールは、大抵の憲法上の制約と異り、もっぱら最高裁判所の中で最高裁判所により形成されたものであり、最高裁判所は、その源泉となる公式から手を引いたのでもなく、当該ルールの適用を制限したのではなかった。当該ルールは、若干の著者にとって独特なものであると考えられ、官憲は、ゴウルド・ルールは法

であるということをかなりの程度にまで認めてい。ゴウルド＝ルールの言わんとする」とは明確であるけれども、問題はその適用にある。適用上最も厄介であり、多くの裁判所がわざらわされたきもの一つは、いかなる物件が犯罪の単なる証拠にすぎないものであり、いかなる物件が犯罪の手段に供せられたものなのか、という問題である。

すでに見たように、ゴウルド事件においては、被告人は、合衆国にたいする詐欺の共謀に加担したかどで起訴され、第二訴因において、郵便詐欺で起訴された。被告人は、捜索令状にもとづき押収された契約文書の還付を請求した。その理由は、これら契約文書は、当該犯行の單なる証拠をなすにすぎず、それゆえ、押収の対象とはならないものである、という点にあつた。この点にたいする最高裁判所の判断は、ボイド事件の意見に立脚したものであることすでにみたごとくである。

ゴウルド＝ルールの中心をなすものは次のようなものである。すなわち、一定のカテゴリーの中に属する財産のみが、捜索令状の執行の下に押収されるのである。それ以後の事件は、逮捕に付隨して行われる捜索に同様の制約を加えるといったようになつて、当該原則を公式化している。当該ルールの本来の姿は、複雑なものではないけれども、その意味は、これを適用した裁判所の見解を分析することによってのみ理解されうるにすぎず、これら裁判所の見解から推論せんと試みることによつてのみ、共通の線を見出しうるにすぎない。

ゴウルド事件から六年後に、連邦最高裁判所は、マロン対合衆国事件 (Marron v. United States, 275 U. S. 192, 1927) に関与した。この事件において、被告人は、不法な酒類取引に關係のある元帳および勘定書の還付を請求した。最高裁判所は、還付請求を却下して次のようにのべた、すなわち、元帳、ならびに、勘定書は、「当該犯罪の実行にあたつて實際に用いられた……道具の一部」であると。かくして、それらは、当然に押収されるべき犯罪の用に供された道具とされた。同様の見解に立つものにフォーライ対合衆国事件 (Foley v. United States, 64 F. 2d 1, 5th Cir. 1933.) がある。この事件においては、不法な酒類売買の元帳、記録等は、還付されなかつた。合衆国対ポーラー事件 (United States v. Poller, 43 F. 2d 911, 2d Cir. 1930) における第二巡回裁判所は、右と同じような事実関係の下で、このようないい記録は、单なる証拠としてのみ使用されうるにすぎないものであり、還付されるべきであると判斷した。同様の結論を、バスハウス対合衆国事件において第六巡回区裁判所が出してゐる (Bushouse v. United States, 67 F. 2d 843, 6th Cir. 1933)。マロン事件にむづやく、最高裁判所は、合衆国対レフコヴィツ事件 (United States v. Lefkowitz, 285 U. S. 452, 1932) において、違法な侵害による捜索の問題を取扱つた。この事件において、捜索は逮捕に付隨して行われ、被告人は、被押収物件の還付請求が認められ、還付をうけた。最高裁判所は、この点について、当該押収物件は、「無害なもの

の」であり、それにひきかえ、搜索は、栓索的に行われたものであり、押収は不法になされたものである、と判旨した。

かくして、ゴウルド＝ルールは、犯罪にかかる単なる証拠にすぎないものは、連邦搜索令状によつて押収されえないものである、との原則を確立した。そして、レフコウイツツ事件は、逮捕に付隨して行われる搜索にまでその禁止を拡大した。ゴウルド事件からレフコウイツツ事件までの十年間に、搜索、押収の問題は、主として、法を侵害して行われる訴追から生じたものであった。そして、マロン事件に典型的に示されているように連邦事件は、いかなる帳簿、記録表が單なる証拠としての価値をもつにすぎないものなのか、そして、いかなる帳簿、記録表が、犯罪の用に供された手段であるのか、という点に関する疑問を生み出した。ゴウルド＝ルールとその根底にある理由は、合衆国対キルション・プラット事件 (United States v. Kirsch-enblatt, 16 F. 2d 202, 2d Cir. 1926)において、ハンド判事によって詳細に吟味されている。キルション・プラット事件において、警察官は、搜索令状を携行し、被告人を逮捕した。

偽造紙幣、不正な発起書、警察伝票、契約書、——もし、

禁止されている場合には——治安妨害的印刷物——これらすべては、没収の対象となりうるものであり、住居で発見された場合には押収されるものである。しかしながら、人の通信文、出納簿、事業記録の全て、一般的に、財産を

示す書類の總体——これらは、我々の判断するところでは、搜索令状にもとづく場合にも神聖なものであるのと同様、その人の逮捕に際しても、その神聖性は失われるものではない。

かくして、同裁判所は、特定の文書の押収は、不当なものであるとのべ、それらは還付されるべき旨判示した。

キルション・プラット事件から五年後に、第二巡回区控訴裁判所は、合衆国対ゴウーン事件 (United States v. Gowen, 40 F. 2d 593, 2d Cir. 1930)において、右と類似せる還付請求について判断した。同裁判所は、キルション・プラット事件におけるアプローチに依拠しつゝ、証拠として提出されるこれら文書は、正当に押収されたものである、と判旨した。当該事件は、他の理由にわざと破棄され、ゴウルド＝ルールは、キルション・プラット事件においてのぐられたままの状態にとどまつた。第一巡回区裁判所は、再び、ラムセイ対合衆国検察官事件 (Laudau v. United States, 82 F. 2d 285, 2d Cir. 1936)において、証拠押収の問題を取り扱い、被告人から押収された手帳は、密輸犯罪の手段であると判断した。

「いや問題となつてゐる文書を領置する権利は、それが犯罪の手段であるとされる場合にのみ存在する……」

「に」に押収された手帳は、正確な密輸商品表である。「の」のようなリストは、現実に運搬業者が全商品を引渡したことを行つてゐる。

確認するためには、この種の密輸には当然に必要とされるものである。文書が、犯罪の手段でありますことがあるならば、犯罪それ自体の要素とはならないものであっても、それらは、やはり犯罪の手段なのである。

キルション・ブラット事件につづく数年間のうちに、ゴウルド＝ルールは、多くの刑事案件において、連邦裁判所により適用されてきた。

もう一つの密輸事件において、第九巡回区控訴裁判所は、被告人の折りカバンから押収された文書を証拠排除して次のように

適法な搜索は、犯罪それ自体の手段についてのみ行われうるにすぎず、犯罪実行についての單なる証拠あるいは指示物には、一般原則として存在するものである。

……被告人自身から押収された当該書簡、その他の文書は、犯罪実行への被告人の加担の意図のあつたことを示す証拠である（*Takahashi v. United States*, 143 F. 2d 118, 123, 9th Cir. 1944）。

第七巡回区控訴裁判所は、合衆国対トマソン事件 (United

States v. Thompson, 113 F. 2d 643, 7th Cir. 1940) の意見の中でも、ゴウルド＝ルールを採用した。被告人らは、郵便詐欺で

「ゴウルド対合衆国事件」

起訴され、彼等は、文書が犯罪の単なる証拠にすぎない旨を主張して証拠排除を求めた。

同裁判所は次のように判旨した。

有効な搜索は、文書の押収のみならず、他の種類の物件をも押収しうる。その基準は押収される物件の性質（例えば、文書であるか、あるいは酒類であるか）に関するものではなく、その物件が、被告人により犯罪を犯すのに用いられたものであるかどうか、というものである。

最高裁判所は、ハリス対合衆国事件 (*Harris v. United States*, 331 U. S. 145, 1947) において、ゴウルド＝ルールについて最も明確な説明を与えたものであり、適法な押収の可能な物件のカテゴリを再度明確にした。

本裁判所は、一方では、搜索令状の下でも、あるいは、逮捕に付随してなされる搜索の過程においても押収されえない單なる証拠にすぎない物件と、他方、犯罪を実行するのに用いられた手段、方法、窃取財物といったような犯罪の果実、被逮捕者の逃亡をたすける武器、その所持が犯罪を構成する物件を含む有効な押収の可能な物件との間に区別を認めてきた。

最高裁判所は、この事件において、変造にかかる兵役カードの中でもゴウルド＝ルールを採用した。被告人らは、郵便詐欺での所持は、継続犯であり、当該カードは、正当に没収を許容さ

れる、と判旨した。

この事件は、たしかにゴウルド・ルールを明確に説明してはいるけれども、搜索の範囲に関しては重要な内容を持ち、一九四〇年代のエポック・メイキングな判例である。従来、逮捕に付随してなされる搜索、押収の権限については、疑問視されていなかつたが、そのような搜索・押収の範囲については論争の余地があつた。この事件までの最高裁判所の態度は、厳格解釈、制限解釈の方向をとつていたが、ハリス事件において、令状の存否にかかわらず、従来よりも広い範囲での搜索を許容することとなつた。というのはハリスにたいする逮捕令状は、小切手偽造、郵便詐欺に関するものであり、逮捕に付随した搜索は、犯罪の手段となつた一枚の小切手について、五時間にわたり四部屋すべてに及んだ。兵役カードはその過程で偶然に発見され、押収されたものである。ハリスはこの点に関する犯罪で起訴された。多数意見は、右搜索を適法なものと判旨したが、ある人間を逮捕する権限から、住居をくまなく搜索する権限を引き出すことはできない、との反対意見がつけ加えられた。それゆえ、ハリス事件においては、押収可能物件のカテゴリーを示しながらも、搜索範囲、搜索方法において、誤った見解に立つてゐることを看過してはならないであろう。

さらに、最高裁判所は、合衆国対ラビノヴィッチ事件 (United States v. Labivowitz, 339 U. S. 56, 1950) において、このテーマを取り上げた。この事件は、被告人は、偽造郵便切手の

売買・所持で起訴された。というものである。裁判所は、次のように判旨している。

搜索され押収された物件は、逮捕の因をなした犯罪の遂行にとつて有用なものであつたがゆえに、適法に押収されたものであることに何の疑問の余地は存しない。このような物件は、押収、領置されえない単なる証拠物件とは区別されるべきである。

この事件の重要性は、さらに次のようない点にある。

この事件にたいする判決が出るまでの最高裁判所の見解は、逮捕を行う場合、官憲は、それには付隨して搜索を行うことができ、ただちに押収しうる状態にある犯罪の果実、犯罪の証拠あるいは、禁制品を押収しうるが、令状をうるに充分な時間と機会があつた場合に、それを怠つた場合には、これらの搜索は無効である、というものであつた。

これにたいして、この事件の多数意見は、この点にたいする適切な基準は、搜索令状をうることが適法であつたか否かではなくして、搜索が適法であつたか否か、ということであるとし、その基準は、事件の全情況にもとづくと判旨した。これは、従来の最高裁判所の見解をくつがえすものであつた。

これにたいしてフランクファター裁判官（一八八二—一九六五—一九年から六二年まで連邦最高裁判所陪席裁判官、オーストリアのウイーン出身、ニューヨーク市立大学、ハーバード法科大学卒業、連邦検察官補、ハーバード法科大学教授を歴任、故ルーズベルト大統領による彼の登用により、）は、反対意見をのべ、理由なき搜

索の禁止、適法搜索の要請といったところで、それでは適法性判断の指針を与えたことにはならないとのべ、基準としての修正第四条の重要な性を強調した。

これら、最高裁判所は、アベル対合衆国事件 (Abel v. United States, 362 U. S. 217, 1960)において、押収された文書は、犯罪自体の手段であると判断し、証拠排除請求を却下した。

犯罪の証拠の搜索は、プライヴァシーにたいする政府の侵害に厳しい掣肘を必要とする事態を示している。プライバシーの保護は、搜索には制限されていないけれども、修正第四条が、基本的に指示示しているものが、犯罪の検査というものである。

最高裁判所は、ペンスティン対合衆国事件 (Preston v. United States, 84 Sup. Ct. 881, 1964)において、次のようになりた。

ある者が適法に逮捕された場合、警察は、搜索令状なしに、武器、犯罪の結果えたもの、犯罪の実行の用に供した道具を、被告人の身体の搜索と同時に使う権利を有する。

この最高裁判所の見解は、明らかに、犯罪の単なる証拠にすぎないものは、押収されるべきではない、という点にある。合衆国対ノーラ・ライシチ事件 (United States v. Lefkowitz, 285 U. S. 452, 1932)以来、問題を提起してきたそれぞれの事

件においては最高裁判所は、ゴウルド＝ルールは、適用されるべきではないと主張してきた。その理由とするところは、証拠排除請求のなされた証拠は、犯罪の手段をなすものである、といいう点にあった。さらに、そのときまでに生じた事件のそれぞれは、文書の証拠排除に関するものであった。そして、最高裁判所は、「文書には、特別な神聖性というものがあるわけではない」と主張したけれども、最高裁判所は、文書が問題となるなかった事件においては、ゴウルド＝ルールを適用する」とはなかつた。

同様の傾向は、連邦下級裁判所の、多数の見解の中に見られる。これら裁判所は、押収から免れしめられる証拠物件を広範囲に認めているけれども、実際におけるその適用は、私的文書にかぎられている。その典型的な例は、合衆国対ボイドット事件 (United States v. Boyette, 299 F2 d. 92, 4 th Cir 1962)における第四巡回区裁判所の意見の中に見られる。この事件においては、被告人は、売春による収入簿の証拠排除を求めたが、同裁判所は、右請求を却下して、当該記録簿は、犯罪の手段をなすものであると判断し、次のように述べた。

捜索が理由あるものであるとしても、あらゆる物件が押収されるというわけではない。最高裁判所は、しばしば、密輸品、犯罪によつてえたもの、犯罪遂行の手段、武器、その他これに類するものの押収と、他方、単なる証拠としての価値

値しかない物件の押収との間に区別に言及している。これは、多分に、修正第四条が影響している。

かくして、連邦下級裁判所は、ボイド事件、ゴウルド事件、レフコウイッチ事件、ハリス事件の原則に言及しながらも、巧妙な論法によつて、これら原則の適用を回避している。

最近における連邦事件において、傾向の変化がみられる。モリソン対合衆国事件 (Morrison v. United States, 262 F. 2d 449, D. C. Cir. 1958) において、被告人は、男児にたいする変態行動を行つたなどにより起訴され、訴追側は、犯罪の明白な証拠となりうるハンカチーフを証拠として採用するよう請求した。同裁判所は、この証拠を排除して、次のように判旨した。

当該ハンカチーフは、單なる証拠としての物件にすぎない。それは明らかに犯罪実行の用に供した手段、方法でもなく、犯罪の果実でも、逃亡の用に供される武器でもなく、その所持それ自体が犯罪をなすものでもない。……………

その区別は、合衆国対レフコウイッチ事件、ゴウルド対合衆国事件において確立されたものである。

ウイリアムズ対合衆国事件 (Williams v. United States, 263 F. 2d 487, D. C. Cir. 1959) において、同裁判所は、有形証拠、同様に、物的証拠は、ゴウルド＝ルールにもとづいて排除される、この理論によるところ、捜索官憲の調査報告を排

除了した。

近時、ウイスキー密造にたいする訴訟において、ウイスコンシン東部地区連邦地方裁判所は、ゴウルド＝ルールを適用し、被告人とすでに有罪とされた共犯者とを結びつける鍵を証拠から排除した。同裁判所は次のように判旨した。

密輸品でも、犯罪の手段でも、それによってえたものでもなく、その証拠としての価値のみのゆえに政府によって求められている被告人所有の私的文書、あるいは、他の物件からなる証拠は、逮捕に付随する押収によって獲得されるべきではないとされてきている。

マロイ対ホーガン事件 (Malloy v. Hogan, 84 Sup. Ct. 1489, 1964), マーフィー対ウォーターローム=○○事件 (Murphy v. Waterfront Comm'n, 84 Sup. Ct. 1594, 1964) にややだつて、州裁判所は、当該ルールは、合衆国憲法修正第五条にもとづいている、それ故、州の刑事訴追を支配するものではない、という理論に立脚して、ゴウルド＝ルールの適用を排除することができた。この二者択一は、今日では除かれている、そして、單なる証拠にすぎないものと、手段との間の区別は、一九二一年以来、連邦の同僚の支持しているところであるだけに、州の裁判官の直面する問題となるであろう。